

# 無料低額診療事業 Q&A

Q. 済生会は、なぜ医療費が減免できるのですか？

A. 済生会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと設立されました。現在は社会福祉法人として、無料低額診療事業を実施し、経済的に困っている患者さんの医療費を減免しています。

Q. 無料低額診療事業とはどんな事業ですか？

A. 社会福祉法に規定される事業で、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会が制限されないよう、「生計困難者のために無料または低額な料金を診療を行う事業」です。済生会富山病院では患者さんの自己負担を全額減免しています。

Q. 希望すれば、誰でも無料低額診療事業を利用できますか？

A. 世帯の収入が、概ね生活保護基準の 1.5 倍以下であることが条件です。例えば、65 歳、一人暮らしの方で、ひと月の収入が 10 万円未満の場合、該当となる可能性があります。(居住地によって金額は異なります)

Q. 無料低額診療事業を利用するには、どうしたらいいですか？

A. 事業を利用するには申請手続きが必要です。医療ソーシャルワーカー(相談員)がお話を伺いますので、医療福祉支援センターにご相談ください。

Q. 無料低額診療事業で、減免される範囲をおしえてください。

A. 通院費、入院費(食事代含)、薬代がすべて減免されます。薬は院内処方になります。



富山県済生会富山病院  
〒931-8533 富山市楠木 33-1  
TEL 076-437-1111(代)